（別紙１）

令和2年10月20日時点

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育の実施状況に関する書類の作成に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　状況記録書類の作成は必須ですか。

Ａ

必須ではありません。様式例は、主に児童生徒が日本に帰国した際に、日本国内の学校に対し、国内とは大きく異なる状況にある日本人学校等における教育の実施状況について円滑に情報共有できるよう作成したものですが、個々の学校の状況等に応じて作成しないこととしても差し支えありません。

Ｑ２　状況記録書類は個々の児童生徒毎に作成する必要がありますか。

Ａ

必須ではありません。個々の児童生徒毎に作成することによる事務負担を鑑み、お示ししている様式例は、学年単位での教育状況を記録することを想定して作成しています。更なる負担軽減の観点から、学校単位での記録とするという御判断もありえるものと考えております。他方で、児童生徒毎に教育状況が大きく異なる等の事情を踏まえ、児童生徒毎に作成するという御判断もありうるものと考えております。

Ｑ３　児童生徒が国内の高等学校等を受検するに当たって、状況記録書類を志願する高等学校等に対して提出する必要がありますか。

Ａ

１．児童生徒が志願する高等学校等が、受検に当たってどのような書類の提出を受け付けているかによりますが、当該高等学校等が入学者選抜において調査書等を活用しており、具申書等の添付も受け付けている場合、当該高等学校等や当該児童生徒の求めに応じ、様式例に記載しているような教育状況を具申書等として提出することが考えられます。

２．また、当該高等学校等が具申書等の添付を受け付けていない場合、日本人学校等の状況の特殊性を踏まえ、必要に応じ、当該高等学校等に対し、教育の状況の説明について相談いただくようお願いいたします。

Ｑ４　児童生徒が所在国の現地校等、日本国内の学校以外の学校を受検する場合は、状況記録書類を提出する必要がありますか。

Ａ

１．児童生徒が受検する現地校が受検に当たってどのような書類の提出を求めるかによりますが、当該現地校より明示的に要求されない限り、提出する必要はないものと考えられます。

２．なお、当該現地校に提出する書類において授業日数を記載する場合、当該書類における授業日数の計数基準が異なる（※）等の理由により、指導要録上の授業日数と当該現地校に提出する書類における授業日数に相違が生じても差し支えありません。

（※）例えば、

①　現地校が所在する国の法令においてオンライン指導等が対面指導と同等に扱われている場合や、

②　所在国の政府等が都市封鎖等を実施する際、当該国の教育機関に対し、対面指導の代替としてオンライン指導等を実施すべきこととする命令・通達や依頼を行っていた場合において、

当該現地校が当該書類においてこれらの法令や命令・通達・依頼に基づきオンライン指導等を実施した日数も授業日数として計数することとしている、等の場合が考えられます。